

農業経営チャレンジ支援事業（～R1 担い手養成実践農場事業）に関すること

▼事業説明

府内での独立・自営就農を希望する方等を対象に、就農予定地域において最長2年間の実践的な研修を行うことにより、栽培技術の習得から地域定着までを支援し、地域農業の新たな担い手の育成を目的としています。

1 相談窓口について（担い手養成実践農場事業）

京都府で就農を希望される方のために開設している相談窓口へお問い合わせください。専門の相談員が、就農を希望される方の状況をお聞きし、適切なアドバイスを行います。

農林水産業ジョブカフェ（就農と田舎暮らしに関する相談窓口です）

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館3階 京都ジョブパーク内
電話 075-682-1800（FAX 兼用です）

メールアドレス norin@kyoto-jobpark.jp

受付時間 午前9時～正午・午後1時から午後4時（事前予約が必要です）

注※日、祝日は休み

2 受入れ候補地について

実践農場の研修に向け、受入れ候補地を紹介します。

受入れ候補地が希望通りかどうか、すぐには分からないため、週末に作業の手伝い行くなど体験をしてみましょう。

受入れ地域では、研修に必要な農地施設、農業機械の整備のほか、技術指導者（研修カリキュラムに基づく栽培・販売・経営等を指導）と後見人（生活面での情報提供、信頼関係の醸成を支援）を選定します。

3 研修について

指導者のもとで行う、実践的な研修を行います。2年以内の研修を行う方に対して支援を行う「就農準備型」と、研修を経ないで就農する方に対して1年に限って、支援を行う「経営開始型」と、農業法人社員に2年以内の研修を行う法人タイプ（企業的農業経営者育成研修）の3種類があります。

※研修終了後は、研修を受けた実践農場でそのまま就農をすることができます。

支援内容

集落タイプ（就農準備型・経営開始型）

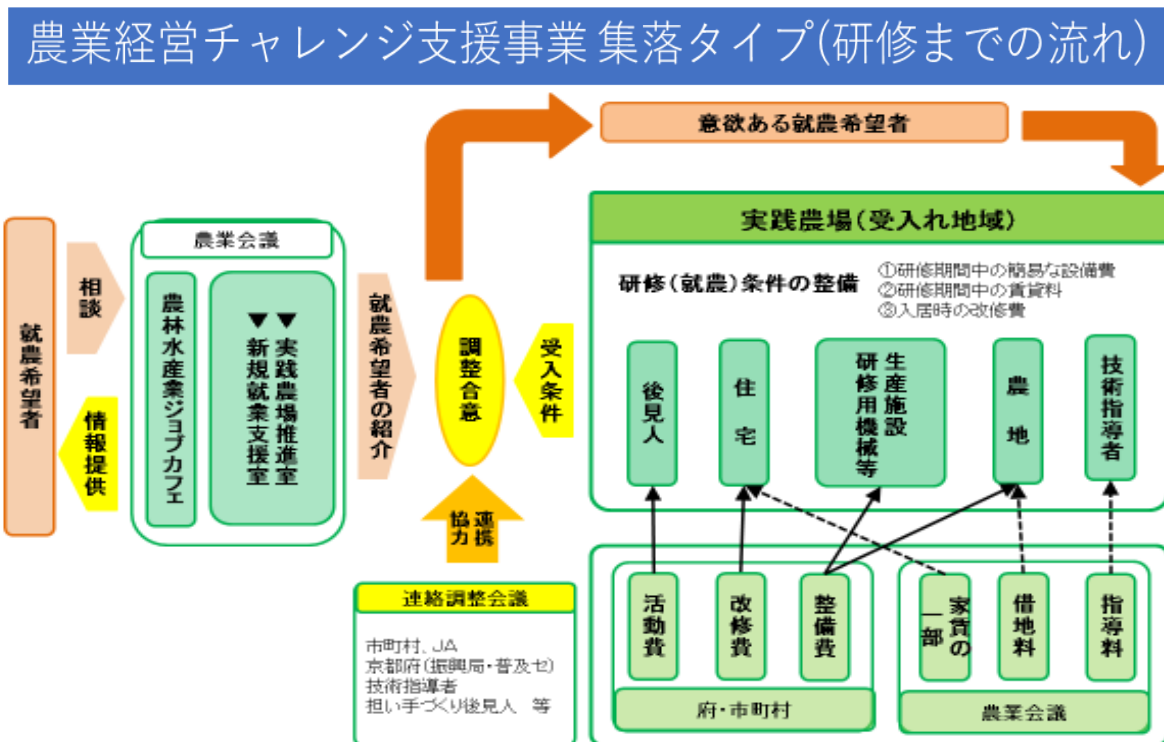
技術指導者への謝金、研修・就農用農地の借り上げ、担い手づくり後見人の設置、研修に必要な農地、パイプハウス、機械等の借上費用、空き家取得の場合の改修費用や家賃等の費用を負担します。

法人タイプ（企業的農業経営者育成研修）

技術指導者への謝金、研修用農地の借り上げ、家賃等の費用、研修プログラムの作成費用を負担します。

市町村モデル地区タイプ

新規就農者等の育成体制を整備するために必要な農業施設の導入を支援します。



実績

担い手養成実践農場事業時代を含め、令和7年度末で開始から24年となり、通算9市2町、154箇所で開催されている。

現在実施が多い地域は南丹・中丹地域。

山城管内では農地の確保が難しいので、実施の可能性は低い。

丹後管内では広大な農地を必要とする水稻・業務用野菜、植えてから収穫に年数を要する果樹が主力であるので、実施数はやや少ない。